

(別表2)

申請書類一覧表

参考様式	指定を受けようとする事業 又は施設の種類 申請書類 (添付書類又はその附属書類)	居宅サービス(★は予防サービスを含む)													施設サービス							
		訪問介護	(訪問介護) (共生型)	訪問入浴介護★	訪問看護★	訪問リハビリ★	訪問介護★	居宅療養管理指導★	通所介護	(通所介護) (共生型)	通所リハビリ★	通所介護★	短期生活介護★	(生活介護) (共生型)	短期入所療養介護★	短期入所介護★	特定施設入居者生活介護★	福祉用具貸与★	福祉施設	介護施設	介護施設	介護施設

〈介護保険法に基づく必要書類〉

指定(許可)申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定(許可)申請手数料(奈良県証紙/単位:千円)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	63	63	63
サービス別付表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人登記事項証明書(※1)	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1 管理者の経歴書(※2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-
2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(※3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1 生活相談員又は支援相談員の経歴書(※4)	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	△	-	△	△	-	-	-
資格証の写し(※5)	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
3 事業所平面図(※6)	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
4 居室面積等一覧表(※7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
事業所建物等の権原を示す書類の写(※8)	△	-	△	△	△	△	△	△	-	△	△	-	△	△	△	△	△	△	△	△
事業所の写真(※9)	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
5 設備・備品等一覧表	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	△
協力医療機関との契約書等の写(※10)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○
7 貸与する福祉用具の保管及び消毒の方法(※11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
8 受託サービス事業者が事業を行う事業所(※12)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-
受託サービス事業者との契約書の写	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-
9 エックス線装置設置届(※13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△
10 誓約書(※14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〈その他必要書類〉

社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票(※15)	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

〈居宅介護サービス費の請求に関する必要書類〉

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体制等に関する届出に必要な添付書類	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

〈老人福祉法に基づく届出について〉

老人福祉法に基づく各種届出は、奈良電子自治体共同運営ポータルサイト「e古都なら」から届け出ること。(URL: <http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>)

- △印は該当する場合に提出が必要な書類、-印は提出が不要であることを示す。
- 複数のサービスについて、同時に申請する場合に限り、同一の書類は省略することができる。(手数料を除く。)
- 参考様式は別に掲げるほか、表中の※印については、それぞれ次のとおり。

- ※1 申請者が地方公共団体のときは、事業実施の根拠となる条例等。
- ※2 参考様式の主な職歴等の欄については、管理者の要件として職歴を必要とする場合のみ記載すること。
- ※3 従業者の氏名及び職種、勤務形態、申請する事業又は施設の開始予定日から4週間分の勤務予定時間を記載すること。また、他の事業所又は他のサービスと兼務する従業者がいる場合は当該兼務先事業所又はサービスの従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること。
- ※4 社会福祉法第19条第1項第1号から第3号に該当する者の場合は添付を要しない。
- ※5 管理者及び従業者のうち当該職務に従事するために必要な資格証等の写し。
- ※6 別途、図面がある場合はそれをもって代えることができる。
 - ①通所介護、通所リハビリテーションにあつては、各室の用途及び面積を記載すること。
 - ②短期入所生活介護にあつては、建物の構造概要及び各室の用途、面積を記載すること(併設施設の場合は本体施設の平面図も含む。)
 - ③短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院にあつては、建物の構造概要及び各室の用途、面積を記載すること。また、敷地周囲の見取り図(公図)を添付すること。
- ※7 基準省令で、面積要件が定められている部屋について記載すること。
- ※8 賃貸借契約書、使用承諾書等申請者が当該事業に供することができることを示す書類。ただし、申請者が当該建物を所有している場合は添付を要しない。
- ※9 事業所、施設の外観及び基準省令で定められた部屋を撮影したもの(同一仕様の部屋は省略できる。)
- ※10 緊急時における円滑な協力(居宅サービス)や入院治療又は病状急変等の事態における適切な対応(施設サービス)について取り決めたもの。
- ※11 保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該業務の委託等契約書及び作業手順書の写しを添付すること。
- ※12 特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を委託して行わせる事業所の名称及び所在地を記載すること。ただし、外部サービス利用型でない場合は添付を要しない。
- ※13 介護老人保健施設は、設置した場合に限り届け出ること。病院又は診療所の建物の一部を介護医療院に転用する場合、病院又は診療所のエックス線装置を共用し、既に医療法に基づき届出している場合は添付を要しない。
- ※14 申請者が、介護保険法第70条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第107条第3項、第115条の2第2項の各号に定める欠格事由に該当しない旨を記載すること。
- ※15 加入状況にかかる確認票と併せて、社会保険及び労働保険に加入していることを示す書類の写しを添付すること。